

# 栃木県における放射線による健康影響について

平成 25 年 12 月 24 日

放射線による健康影響に関する有識者会議

平成 24 年 6 月に「栃木県における放射線による健康影響に関する報告書」を提出してから 1 年半が経過した。この間の状況を踏まえ、現時点における有識者会議としての考えを整理し、とりまとめることとした。

## 1 低線量被ばくによる健康影響に関する新たな知見について

報告書の提出以降、国際的に合意された科学的知見に関して、WHO（世界保健機関）及び UNSCEAR（国連科学委員会）が、今回の福島第一原子力発電所事故に対して「今回の事故による放射線に起因する健康影響については増加が認められる見込みはない」との評価を発表している。

また、福島県の県民健康管理調査及び福島県外の 3 か所において実施された甲状腺検査に関して、UNSCEAR は「甲状腺検査でのう胞、がん発見率の増加が認められるが、これは高い検出効率によるものであり、放射線の影響とは考えにくい」との見解を示している（報告書概要, 平成 25 年 10 月 1 日公表）。

これらのことから判断して、現時点においても報告書に示した評価の変更・修正が必要となるような新たな知見は示されていない。

## 2 栃木県民の被ばくの状況について

報告書において、栃木県内の追加外部被ばく線量は、事故直後の 1 年間は県内の多くの地域で、概ね 5 ミリシーベルト程度以内に収まっていた。その後の 1 年間は、得られたモニタリング調査結果から考えられる範囲で 3 ミリシーベルト以下であろうと推察した。

その後の除染の取組や各種モニタリングの状況から、今後も追加被ばく線量は更に低減していくものとする。

## 3 栃木県民の健康調査の必要性について

報告書において、県内の被ばく状況や科学的知見から「栃木県内は将来にわたって健康影響が懸念されるような被ばく状況にない」と評価し、「今後、臨床的な検査を含む健康調査等は必要ない」と判断した。この時点から現在までの間における低線量被ばくによる健康影響に関する新たな知見及び栃木県民の被ばくの状況から判断して、報告書に示した評価を変更する必要は生じていない。

## 4 県民へのリスクコミュニケーションについて

今後も個人が自ら直面しているリスクを客観的に判断できる環境を維持していく。そのため、県内の各種モニタリングの結果、放射線被ばくによる健康影響に関する科学的知見を提示していくとともに、専門家との意見交換の場を確保するなど、継続的なリスクコミュニケーションを実施することが

必要と考えている。

有識者会議としては、来年1月に開催を予定しているシンポジウムにおいて、県民に向かい合い、県民が必要としている情報に対応していきたいと考えている。

## 5 今後の有識者会議委員の取り組みについて

有識者会議は、引き続き県内のデータの監視、新たな科学的知見の収集を行っており、県に対し必要に応じて情報提供を行うとともに、必要な対策の提言等を行っていく。

福島県においては、原発事故子ども・被災者支援法に基づく支援対象地域、準支援対象地域を合わせ、政策的判断として県内全域で県民健康管理調査を実施しているが、現在の栃木県の被ばく線量の状況は報告書を取りまとめた時期と比べても改善を示している。そのため、これらを勘案し、臨床的な検査を含む健康調査等は必要ないと判断する。